

都市計画運用指針改正案（新旧対照表）

（Ⅳ—2—1. D. 18 生産緑地地区）

改正案	現 行
<p>D. 18 生産緑地地区</p> <p>1.・2. 略</p> <p><u>3. 標識の設置</u></p> <p><u>生産緑地地区に関する都市計画が定められたときは、生産緑地の保全を適正に行うために、当該地区が権利制限が課されている地区であることを周知する必要があることから、生産緑地法第6条第1項の規定に基づき、市町村は、その地区が生産緑地地区である旨を明示することとされている。</u></p> <p><u>明示に当たっては、当該地区内に標識を設置する方法のほか、例えば、インターネットの利用等、市町村が地域の実情に応じて適切と考えられる方法で行うことが可能である。この場合、その地区が生産緑地地区であることを第三者が容易に認識できるように留意すべきである。</u></p> <p>4. ~7. 略</p>	<p>1.・2. 略</p> <p>3. ~6. 略</p>